

## 障害者雇用関係助成金等について

### ①特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等（条件を備えた有料・無料職業紹介事業者含む）の紹介で、65歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成します。（他、60歳以上の者、母子家庭の母等も対象者となる。）

【企業規模により、15～60万円を1～2年間(6か月単位)で支給(総額30～240万円)】

### ②障害者試行雇用奨励金

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対して、3ヶ月以内の期間、障害者を試行（トライアル）的に雇用する機会を提供し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進めるため、試行雇用奨励金を支給します。

【雇用事業主に対し、月／4万円×3か月の奨励金を支給】

### ③精神障害者ステップアップ雇用奨励金

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者の求職者について、3～12ヶ月の期間をかけながら週10時間以上20時間未満で、対象者の職場への適応状況等に応じて徐々に就労時間を延長して行き、ステップアップ雇用終了後は週20時間以上働くことを目指すとともに、精神障害者及び事業主の相互理解を促進し雇用機会の確保を図るため、精神障害者ステップアップ雇用奨励金を支給します。

【雇用事業主に対し、月／2.5万円×3～12か月の奨励金を支給】

また、精神障害者がグループでお互いに支え合いながら働くことは職場適応に効果的であることから、これを奨励するためグループ雇用奨励加算金を支給します。

【雇用事業主に対し、月／1グループ／2.5万円×3～12か月の奨励金を支給】

### ④職場適応訓練（職場実習）

実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施されます。訓練を行った事業主には職場適応訓練費が、訓練生には訓練手当が支給されます。

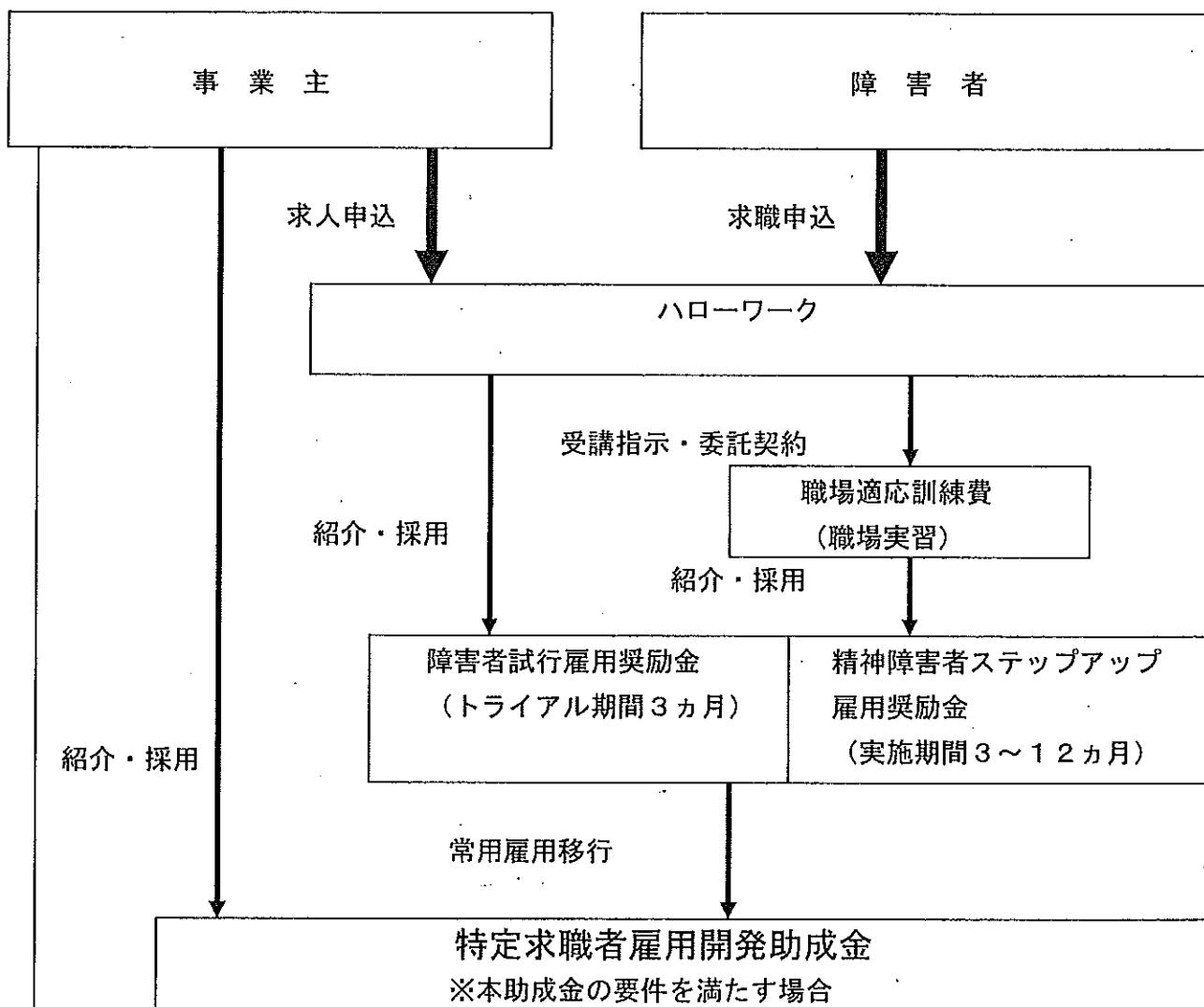
【受入事業主に対し、訓練費として訓練生1人につき、日額960円(重度の障害者は、1,000円)】

### ⑤障害者初回雇用(ファースト・ステップ)奨励金

中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56～300人規模の中小企業)が初めて身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給するものです。

【対象労働者1人目を雇用した場合に限り、奨励金100万円を支給】

<各種助成金の利用の流れ>



※56人～300人規模企業で始めて障害者を雇用する場合

障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）<1回限り>

- 特例子会社・重度障害者多数雇用事業所設立による雇用の場合

設立後1年内に10人以上の新規雇用要（25人以上が助成対象限度）

→ 特例子会社等設立促進助成金 ※同一人は特開金と、同一事由は初回奨励金と併給調整あり

- 中小企業が事業協同組合等算定特例を活用する場合

当該雇用促進事業を行う事業協同組合等で新規雇用の場合

→ 事業協同組合等雇用促進事業助成金

(社) 大阪府雇用開発協会へ相談・申請

※下記の助成金の対象となる障害者の雇い入れ後

(ハローワークによる紹介・採用であるか否かは無関係です。)

納付金制度に基づく各種助成金

## 特別支援学校等との連携について

### (障害のある高校生に関する職業相談及び職業紹介の対応について)

職業相談・職業紹介等について	現行の取扱い	今後の取扱い
<p>高等学校等(特別支援学校の高等部も含む)については、職業安定法第27条「学校による公共職業安定所業務の分担」の届出を提出しており、学校長が当該学校の生徒等に対する職業相談・職業紹介等を行うことなどなっている。</p> <p>但し、卒業間近(卒業年の1月1日以後が目途)になつても就職決定に至らない生徒に関しては、安定所の一般求人を事業主の了承を得て新規高卒用求人に振り替えるなど、学校と安定所が連携して当該生徒の就職支援を行う。</p> <p>卒業式以降に関しては、生徒本人(保護者)、学校等の意向により、安定所の一般求人への応募も根野に入れた職業相談等を行う。</p> <p>場合によつては、トライアル雇用制度の活用も可能。</p>	<p>学校における職業相談等は、従来通り行つていただくが、求人に関しては、基本的には、新規高卒用求人は受け付けず、事業主には安定所の一般求人(障害者専用)の提出を誘導していただき、当初から安定所紹介を行うこととする。</p> <p>紹介した安定所は、事業主に対し、助成金等就労支援施策の案内を行い、制度の活用についてのフォローアップを行う。</p> <p>紹介期日については、厳守する。</p>	<p>紹介期日を過ぎていれば、実習受入事業主がその後の雇用を検討される際にも時期を待たずに安定所が助成金等の制度の案内ができる。</p> <p>また、生徒本人(保護者)、学校の意向により、トライアル雇用制度の活用も可能となる。(但し、まずは3か月の有期雇用であることにご留意いただきたい。)</p>

特定求職者雇用開始助成金等(障害者が対象となる場合)について

(趣旨) 安定所に就職申込みを行ひ、安定所におけるきめ細かな職業指導、職業相談を必要とする、就職が困難な障害者について、助成金の支給により雇入れ後の雇用管理等に要する費用の負担の軽減を図り、その雇用を促進するとともに、雇入れ事業主との連携の下に安定所がその職場への定着指導を実施し雇用の安定を図ろうとするものであること。

①(就職に当たつて) 安定所の職業指導・職業紹介が行われない職業安定法第27条に基づく学校長の紹介のみにかかる障害のある新規学級卒業予定者については、助成金の支給対象とならない。

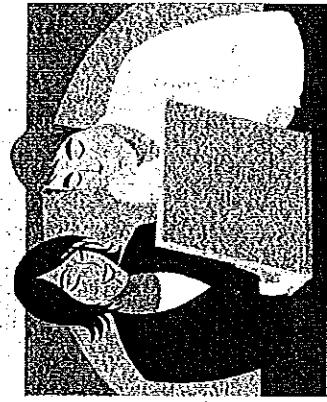
②障害のある新規学級卒業予定者で、安定所における職業指導、就職後の職場定着指導等、特に配慮が必要と認められる場合は、職業安定法の取扱いができるものであること。  
連携の下に、安定所において職業指導、職業紹介を行い、助成金の支給対象とする取扱いであること。

# 難治性疾患者雇用開発助成金 ～難病のある人の雇用促進モデル事業～

## 1 趣旨

いわゆる難病のある人は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限・困難に直面しているが、事業主においては、難病のある人の雇用経験が少ないことや、難病のある人にについて職務遂行上障害となる症状等が明確にならないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



## 2 内容

### (1) 対象事業主

難病のある人※1を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

### (2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※2

### (3) 履用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

※1 特定疾患(45疾患)か否か、重症度等を問わず、モデル的に難治性疾患克服研究事業の対象疾患(平成21年4月現在で130疾患)を対象とする。また、筋ジストロフィーを含む。

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

# 発達障害者雇用開発助成金 ～発達障害者の雇用促進モデル事業～

## 1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確にならないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、地域障害者職業センターの支援を受けた発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



## 2 内容

- (1) 対象事業主  
地域障害者職業センターにおいて職業評価を受けた発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇入れた事業主
- (2) 支給金額  
50万円(中小企業の場合 135万円)※  
※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月毎に2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。
- (3) 雇用管理に関する事項の把握・報告  
事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

## 生徒の就労支援を進めるための実務等

### 1 ハローワークとの連携

#### i 求職登録

- ・ 3ヶ月に1回は必ず行う（一般求職者有効期限3ヶ月）

#### ii 職業評価（大阪障害者職業センター）

- ・ 職業能力を評価することで適切な職業選択を行う

#### iii 重度判定（大阪障害者職業センター）

- ・ 助成金額の元となるので受けることが望ましいが、同意が必要

### 2 C-S T E Pとの連携

#### i 生徒情報の提供・更新

- ・ 定期的に最新の情報を → 教育委員会

#### ii エントリーシートの提出

- ・ 実習が決定した場合 → 教育委員会

#### iii 実習の打合せ、実施

- ・ 支援者（ジョブコーチ等）の要否 → ハローワーク

#### iv 雇用の実現

- ・ ハローワークでの手続き

#### v 定着支援

- ・ 定期的に企業訪問（C-S T E Pと同行）

#### vi その他

- ・ 教育委員会を含めた各種調整

### 3 A' ワークとの連携

#### i 就労にかかる必要な講習の受講

### 4 今回の就労支援システムにかかるお願い

#### i 上記にかかる実務の徹底

#### ii 会員企業との直接交渉はしない

- ・ 既に実習、雇用について良好な関係にある学校は除く  
ただし、システムを選択するか否かは企業判断による

システムによって実習、雇用の実績が出た学校であっても、次年度

以降の実習、雇用を確約するものではない

#### iii 報告

- ・ 企業と直接交渉している場合

（C-S T E P会員企業と既に関係がある場合）

進捗状況を報告 → 教育委員会

**2009年度 『支援学校等の生徒』  
職場実習受け入れエントリーカード**

会員No.	会員名
事業内容	
C-STEP窓口担当部署	担当者名
電話番号( - - - )	fax( - - - )
mail	

**職場実習受け入れについて**

受け入れ可能期間 200 年 月 日( ) ~ 200 年 月 日( )					
受け入れ先(企業・施設)名					
部署名	担当者名				
住所(〒 - - - )					
電話番号 ( - - - - - )	fax( - - - - - )				
mail					
最寄り駅交通機関	線	駅	バス停・徒歩( )分		
最寄りの駅からの所要時間					
実習内容					
実習時間	時 分	~	時 分	(うち休憩	分)
昼食	受講生の社員食堂の利用	ある	ない	(原則弁当持参)	
休日	土、日、祝日(他	)			
・制服等の貸与 : ある・なし		・更衣室 : ある・なし			
・作業中の服装(通勤は制服です)					
・本人の持参する物(上靴、帽子など)					
・初日の訪問場所及び担当者名					
その他 実習場所の地図を添付して下さい。					

社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)

担当 植並・松本

連絡先 TEL 06-6940-6600

送信先 FAX 06-6910-6033

整理番号

大阪府教育委員会

C-STEPエントリーシート

学校名：

校長名：\_\_\_\_\_ 印

担当者名：\_\_\_\_\_

連絡先電話番号：( ) — / FAX：( ) —

mail :

生徒情報

氏名： 性別(男・女) 生年月日： 年 月 日

連絡先住所：〒

電話番号： 携帯：

今回エントリーするものにチェックして下さい。(□にチェックして下さい。)

- 職場実習
- 雇用・就労
- 資格取得

備考